

# 市有地の随時募集（先着順） による一時貸付案内書

一時貸付を希望される方は、この案内書及び関係書類をよくお読みになり、内容を十分にご理解いただいたうえでお申し込みください。

長浜市 総務部 財政課財産活用政策室

# 目 次

	ページ
◆はじめに	2
1 市有地の随時募集（先着順）による一時貸付の流れ	3
2 一時貸付の申込み	4
3 借受人の決定	7
4 契約の締結	7
5 貸付料の支払い	9
6 貸付期間中の管理	10
7 個人情報について	10
8 その他の注意事項	10
◆市有地一時貸付契約書（案）	11
◆物件調書	
物件番号1	16
物件番号2	19
物件番号3	22
物件番号4	25
物件番号5	29
物件番号6	32

＜様式＞

様式第1号	市有地一時貸付申込書
様式第2号	誓約書
様式第3号	役員一覧
様式第4号	土地利用計画書



←様式掲載ページ

## はじめに

長浜市（以下「市」という。ただし、所在地等を表す場合を除く。）では、次の市有地を先着順により一時貸付を行います。

市有地の一時貸付とは、市が定めた最低貸付価格以上で先着順により申込みされた方に市有地を一定期間お貸しする方法です。

### 【貸付物件】

物件番号	物件所在地	登記地目	貸付可能面積(㎡)	最低1㎡単価(月額)	受付期間	貸付期間	受付場所
1	長浜市高月町井口 字億称寺 20 番 1(一部)	宅地	698	34 円	随時募集	貸付日から 最長1年	長浜市役所 本庁舎4階 総務部 財政課財産 活用政策室
2	長浜市木之本町木之本 字箱柳 153 番外 3 筆(一部)	宅地	1,071	25 円			
3	長浜市西浅井町大浦 字堂前 153 番外 2 筆(一部)	宅地	810	19 円			
4	長浜市余呉町今市 字村桑 235 番 3 外 10 筆	学校 用地	6,023	19 円			
5	長浜市桜町 字三津 143 番 36(一部)	宅地	349	29 円			
6	長浜市高月町高月 字北飯継 2459 番(一部)	雑種地	1,951	17 円			

(注1) 貸付期間については、1か月単位によるもので、最長1年となります。

(注2) 各物件の詳細については、別紙の「物件調書」をご覧ください。

(注3) 物件1～3、5、6は市有地の一部の貸付となります。

(注4) 物件1～3、5、6の面積は図上で求積した数値で公簿面積とは異なります。物件4のみ公簿面積です。

(注5) 各物件に示す面積での貸付を原則としますが、部分貸付も可とします。部分貸付を希望される場合は、申込みまでに財政課財産活用政策室までご相談ください。

(注6) 受付期間について、終期は設けていませんが、貸付契約成立のほか、都合により受付を終了する場合があります。

### 【問い合わせ先】

〒526-8501

長浜市八幡東町632番地

長浜市 総務部 財政課財産活用政策室

電話 0749-65-1717 (直通)

FAX 0749-63-4111

e-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

# 1 市有地の随時募集（先着順）による一時貸付の流れ

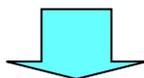
## 1. 申込み

### 随時受付

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12/29 から 1/3）を除く。）

受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで

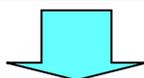
別添の市有地一時貸付申込書を直接、総務部財政課財産活用政策室へ持参してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。



## 2. 借受人の決定

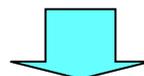
申込者としての資格要件を満たし、市があらかじめ定めた最低1㎡単価（月額）以上で最初に申し込まれた方を借受人とします。ただし、同日にあった申込みは同着とし、貸付期間に関わらず貸付料の総額が高い方から受付の順番を決定します。

なお、決定した借受人への貸付が部分貸付の場合は、土地利用計画を考慮し、利用調整したうえで、当該物件の余剰面積について一時貸付を行うことがあります。



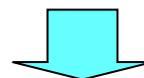
## 3. 契約の締結

借受人が決定した日の翌日から起算して7日以内に、市有地一時貸付契約を締結していただきます。市有地一時貸付契約書のうち、市保管用の1部に貼付する収入印紙は、借受人の負担となります。



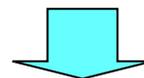
## 4. 貸付の開始

貸付期間の初日に貸付物件を現状有姿のまま引き渡します。



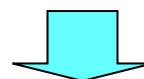
## 5. 貸付料の支払い

市が発行する納入通知書により指定期日までに全額をお支払いしていただきます。



## 6. 貸付期間中

除草、清掃等の日常管理は借受人の負担により実施していただきます。



## 7. 貸付物件の返還

貸付前の状態に回復して返還していただきます。

## 2 一時貸付の申込み

### 1 一時貸付要項（申込用紙等）の配布

#### 【配布期間】

随時配布

午前9時00分から午後4時45分まで

ただし土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12/29から1/3）を除きます。

#### 【配布場所】

長浜市役所本庁 財政課財産活用政策室	長浜市八幡東町632番地
長浜市役所北部合同庁舎 北部管理課	長浜市木之本町木之本1757番地2

本書は、市のホームページ（<https://www.city.nagahama.lg.jp>）からも、ダウンロードできます。

### 2 申込資格

- (1) 個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない方」に該当する方を除き、どなたでも申込みしていただけます。
- (2) 申込みをされた方の名義で、その物件の一時貸付契約を締結することとなります。
- (3) 2名以上の共同借受で申込みすることもできます。
- (4) 申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消します。

#### （申込みができない方）

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、申込みできません。共同申込者のうち1名でも該当する方がある場合も同様です。

- ① 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
  - (ア) 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 申込者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
  - (カ) 前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 市税及び国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納がある者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれか

に該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

(ア) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(イ) 貸付する市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

(ウ) 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(注) 役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ク) 暴力団等又は前記(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑤ 前記②又は④に該当する者の依頼を受けて、申込みしようとする者

#### 【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

##### 第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

(4) 指定暴力団連合 第4条（指定暴力団の連合体として指定）の規定により指定された暴力団をいう。

(5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7) 暴力的要求行為 第9条（暴力的要求行為の禁止）の規定に違反する行為をいう。

(8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

### 3 申込方法

市有地一時貸付申込書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ）及び土地利用計画書に必要事項をもれなく記入し押印のうえ、申込受付場所に持参し提出してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。

また、同一物件について、同一人（共同申込者を含む）が重複して申し込むことはできません。

**【申込受付期間】**

随時受付

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12/29 から 1/3）を除きます。）

受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで

**【申込受付場所】**

長浜市八幡東町632番地

長浜市 総務部 財政課財産活用政策室（長浜市役所 本庁舎4階）

借受人は先着順で決定しますので、申込みのあった日をもって当該物件の受付は終了します。

ただし、決定した借受人への貸付が部分貸付の場合は、土地利用計画を考慮し、利用調整したうえで、当該物件の余剰面積について一時貸付を行うことがあります。

#### 4 申込みに当たっての注意事項

- (1) 申込書は、必ず所定の様式（様式第1号）を使用してください。
- (2) 申込書は、申込者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑を必ず押印してください。  
なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。
- (3) 申込書への金額記入には、アラビア数字（0，1，2，3…）を使用し、最初の数字の前に「〒」を記入してください。
- (4) 次のいずれかに該当する申込みは無効としますのでご注意ください。
  - ①申込資格がない者の申込み
  - ②所定の申込書によらない申込み
  - ③申込者の記名押印がない申込み
  - ④申込貸付価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み
  - ⑤申込貸付価格を訂正した申込み
  - ⑥申込貸付価格が、事前に公表した最低貸付価格を下回る申込み
  - ⑦市有地の随時募集による一時貸付要項に違反した申込み

## (受付場所案内図)



- 徒歩 JR長浜駅から駅前通りを東に徒歩約15分
- バス JR長浜駅から市立長浜病院線、近江長岡線、市内循環線で「市役所前」下車すぐ

### 3 借受人の決定

申込書の受付後、市において申込者が「市有地の随時募集による一時貸付要項」の申込資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により借受人決定の通知を行います。

ただし、同日にあった申込みは同着とし、貸付期間に関わらず貸付料の総額が高い方から受付の順番を決定します。また、貸付料の総額が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定します。

### 4 契約の締結

#### 1 契約の締結

- (1) 市と借受人との契約は、当該物件の借受人決定の日の翌日から起算して7日以内に市有地一時貸付契約書により締結しなければなりません。
- (2) 契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。  
共同借受で申込まれた場合は、「共同申込者全員」の名義で締結してください。
- (3) 借受人が期限までに契約を締結しない場合は、決定借受人としての効力を失います。
- (4) 市有地一時貸付契約書（市保管用1部）に貼付する収入印紙は、借受人の負担となります。

す。

(5) 契約を締結する際には、

①印鑑（個人の場合、実印の必要はありません。シャチハタ印は不可）

②印鑑（登録）証明書（発行から3か月以内のもの。法人の場合のみ）

③住民票又は外国人登録済証明書（個人の場合）、法人登記事項証明書及び資格証明書（法人の場合）が必要になります。この手数料についても借受人の負担となります。

(6) 借受人が、その借受ける物件を次の契約上の条件に反する用途に使用するときには、契約を締結しない場合があります。

## 2 契約上の条件

一時貸付契約には次の条件を付します。

### (1) 用途指定等の制限

①貸付物件の用途は、原状回復が容易な平面的な土地利用とし、借地権等の権利が発生しない用途に限定する。

②建物の設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条（一時使用の目的の借地権）の規定が適用される場合に限り認めるものとする。

#### 【貸付できる例】

(1) 平面駐車場（駐車場営業含む）

(2) 工事の資材置場等

(3) 仮設の工事事務所用地

#### 【貸付できない例】

(1) 建物又は構築物等の建設を目的とする場合

(2) 敷地内で不特定多数者への営業行為を行う場合（駐車場営業を除く）

(3) 転貸する場合（駐車場営業を除く）

(4) その他、市有地の利用にふさわしくないと認められる場合

・公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの

・騒音、悪臭、振動の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの

・政治活動、選挙活動又は宗教活動など、政治的・宗教的中立を損なうもの

③貸付物件については、市有地一時貸付申込書に記載された使用目的以外には使用してはならない。

④やむを得ない理由により貸付物件の使用目的を変更する場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面により市に申請し、書面による市の承認を受けなければならない。

### (2) 公序良俗に反する使用の禁止

①借受人は、貸付物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

②借受人は、貸付物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに対する使用をさせてはならない。

### (3) 風俗営業等の禁止

- ①借受人は、貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に使用してはならない。
- ②借受人は、貸付物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。
- (4) 環境保全上不適切な使用の禁止**
- ①借受人は、貸付物件を騒音、悪臭、粉塵、振動、土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用に使用してはならない。
- ②借受人は、貸付物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。
- (5) 権利譲渡の禁止**
- 借受人は、賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸（駐車場営業を除く）することはできない。また、貸付物件を第三者に使用させてはならない。ただし、市有地一時貸付申込書に記載された使用目的・用途の履行による場合又は事前に理由を記載した書面により甲に申請し、書面による甲の承認を受けたときはこの限りでない。
- (6) 実地調査**
- 上記（1）から（5）について、市が必要と認めるときは実地調査や報告等を求めるものとし、それに対し借受人は協力しなければならない。
- (7) 違約金**
- 上記（1）から（5）の条件に違反した場合は、貸付料総額の3割に相当する金額を、（6）の義務に違反した場合は、貸付料総額の1割に相当する金額を違約金として市に支払うこと。
- (8) 貸付期間**
- ①貸付期間は1か月単位とし、原則として1年を最長とする。
- ②貸付期間には準備や撤去に係る期間を含むものとする。
- ③貸付期間終了時には、貸付前の状態に回復して返還するものとする。ただし、市との協議のうえ承諾を得たときはこの限りではない。
- ④一時貸付契約の更新は行わない。
- ⑤市が公用又は公共用のために使用する場合は、貸付期間中であっても契約を解除することができるものとする。

## 5 貸付料の支払い

- (1) 借受人は、契約締結後、市が発行する納入通知書により納入期限までに、貸付料を全額納付しなければなりません。
- (2) 貸付料の支払が納入期限までに行われなかった場合には、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

## 6 貸付期間中の管理

- (1) 貸付物件は、貸付期間の初日に現状有姿のまま借受人に引渡すものとします。
- (2) 貸付期間中は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全に努めるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とします。
- (3) 貸付期間満了の場合は貸付期間内に、その他の理由により貸付が終了する場合は、市が指定する期日までに原状に回復してください。

## 7 個人情報について

借受けの申込みのために提出された書類等に記載された個人情報は、一時貸付事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

## 8 その他の注意事項

- (1) 借受けの申込みをされる場合は、物件調書に記載の条件等の内容を十分に確認してください。不明な点は、長浜市総務部財政課財産活用政策室（電話：65-1717）までお尋ねください。
- (2) 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。現地説明会は実施しません。
- (3) 借受人は、一時貸付契約締結後、貸付物件について本契約の内容に適合しないことを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (4) 貸付物件は現状有姿での貸付となります。また、貸付物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合についても現状有姿のままで貸付となります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。
- (5) 借受人が、一時貸付契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 貸付物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。
- (7) 立木の伐採、フェンス、囲障・擁壁などの撤去は市では一切行いません。
- (8) 貸付物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。
- (9) 一時貸付契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。
- (10) 契約に定める義務に違反した場合には契約を解除することがあります。
- (11) 契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、長浜市契約規則、長浜市財産管理規則、その他関係法令等を遵守してください。

## 市有地一時貸付契約書（案）

貸付人 長浜市長 ○○○○（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、土地の一時貸付を目的とした賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	地 目	数量 (㎡)	備 考
長浜市			

（指定用途）

第2条 乙は、貸付物件を市有地一時貸付申込書に記載した使用目的（ ）の用途に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を次の各号に定める用途に供してはならない。

- (1) 原状回復が容易でない用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途
- (4) 騒音、悪臭、粉塵、振動、土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される環境保全上不適切な用途
- (5) その他甲が公序良俗に反すると認める用途

3 乙は、やむを得ない理由により貸付物件の使用目的を変更する場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面により甲に申請し、書面による甲の承認を受けなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、総額 円とする。

（貸付料の納入）

第5条 乙は、前条の貸付料を、甲の発行する納入通知書により納入期限までに指定する場所において全額納入しなければならない。

（貸付料の延滞金）

第6条 乙は、前条の規定に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、その日数に応じ、貸付料に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を、甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第7条 乙が、貸付料及び延滞金を納入すべき場合において、納入された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第8条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を現状有姿のまま乙に引き渡したものとす。

(契約不適合)

第9条 乙は、この契約を締結した後、貸付物件について本契約の内容に適合しないことを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができない。

(貸付物件の一部滅失)

第10条 甲は、貸付物件が乙の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、滅失又は損傷した部分にかかる貸付料として甲が認める金額を減免する。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸してはいいけない。ただし、市有地一時貸付申込書に記載された使用目的・用途の履行による場合、又は事前に理由を記載した書面により甲に申請し、書面による甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(物件保全義務等)

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持管理に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 乙は、貸付物件の使用において、近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決しなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第2条又は第11条の義務に違反した場合には、貸付料総額の3割に相当する金額を甲に違約金として支払わなければならない。

2 乙は、前条の義務に違反した場合には、貸付料総額の1割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第18条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙は、第1項又は第2項の違約金を支払う場合において、甲が第17条第4項の規定に

より当該違約金の一部を未経過期間にかかる貸付料と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務に違反した場合には、直ちに何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

3 甲は、第2条第3項の規定により使用目的の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に供したとき

5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

6 乙は、甲が第4項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第16条 乙は、第3条に規定する貸付期間の満了日までに、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の清算)

第17条 甲は、この契約が解除された場合には、未経過期間にかかる貸付料を返還する。

2 未経過期間に1月未満の端数が生じる場合の貸付料は、1月を30日として日割計算により算定した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 第1項及び次項の規定により返還する未経過期間にかかる貸付料には、利息を付さないものとする。

4 甲は、この契約の解除により、乙が第14条の規定に基づく違約金その他この契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺する。

(損害賠償等)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づきその補償を甲に請求することができる。

3 乙は、第1項の規定により損害を賠償する場合において、甲が前条第4項の規定により当該損害賠償金の一部を未経過期間にかかる貸付料と相殺したときは、第1項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を支払うものとする。

(有益費等の放棄)

第19条 乙は、第3条に規定する貸付期間が満了した場合又は第15条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、その支出に関し甲の承認を受ける際甲乙協議して定めた場合を除き、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務)

第21条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第22条 この契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴えの管轄は、長浜市役所所在地を管轄区域とする大津地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 長浜市八幡東町6-3-2番地  
長浜市長

借受人 住所又は所在地  
氏名又は商号

# 物 件 調 書

物件番号	1	所在地	長浜市高月町井口字億称寺20番1(一部)		
最低1㎡単価(月額)		34円			
面積	貸付可能面積	698㎡		地目	現況地目:宅地 登記地目:宅地
	公簿面積	1,831.41㎡			
接面道路の状況	西側市道	現況幅員	約3.9m	舗装	有
	南側市道	現況幅員	約7.9m	舗装	有
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引区域)		特定用途制限地域	田園居住地区
	建ぺい率	70%		容積率	200%
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況		事業所名 電話番号
	電気	関西電力	—		関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)
	ガス	プロパン	—		
	上水道	水道企業団	接面道路に配管有		長浜水道企業団 0749-62-4101
	下水道	公共下水道	西側道路に配管有		長浜市下水道施設課 0749-65-1601
現地までの交通機関	鉄道	JR北陸本線 高月駅 物件の南西方(道路距離)約2300m			
	バス・乗合	高月デマンドタクシー(井口) 徒歩4分 物件の北西方(道路距離)約300m			
備考					
<p>1. 貸付部分は建物を除くグラウンド部分です。</p> <p>2. 貸付可能面積は図上で求積した数値で、公簿面積1,831.41㎡の一部です。</p> <p>3. 貸付物件の東部分は、水路西側のフェンス手前1.1mまでが貸付部分となります。</p> <p>4. 貸付物件北側の建物は倉庫として使用しています。トラック出入用の通路を常時確保してください。</p> <p>5. 倉庫への搬出入に必要な作業スペースの確保に協力いただきます。</p> <p>6. 貸付物件の除草は借受人の負担で年2回以上実施してください。</p> <p>7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>8. 貸付物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。</p> <p>9. 現状有姿での貸し付けとなります。十分現地をご確認ください。</p> <p>10. 貸付物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。</p>					

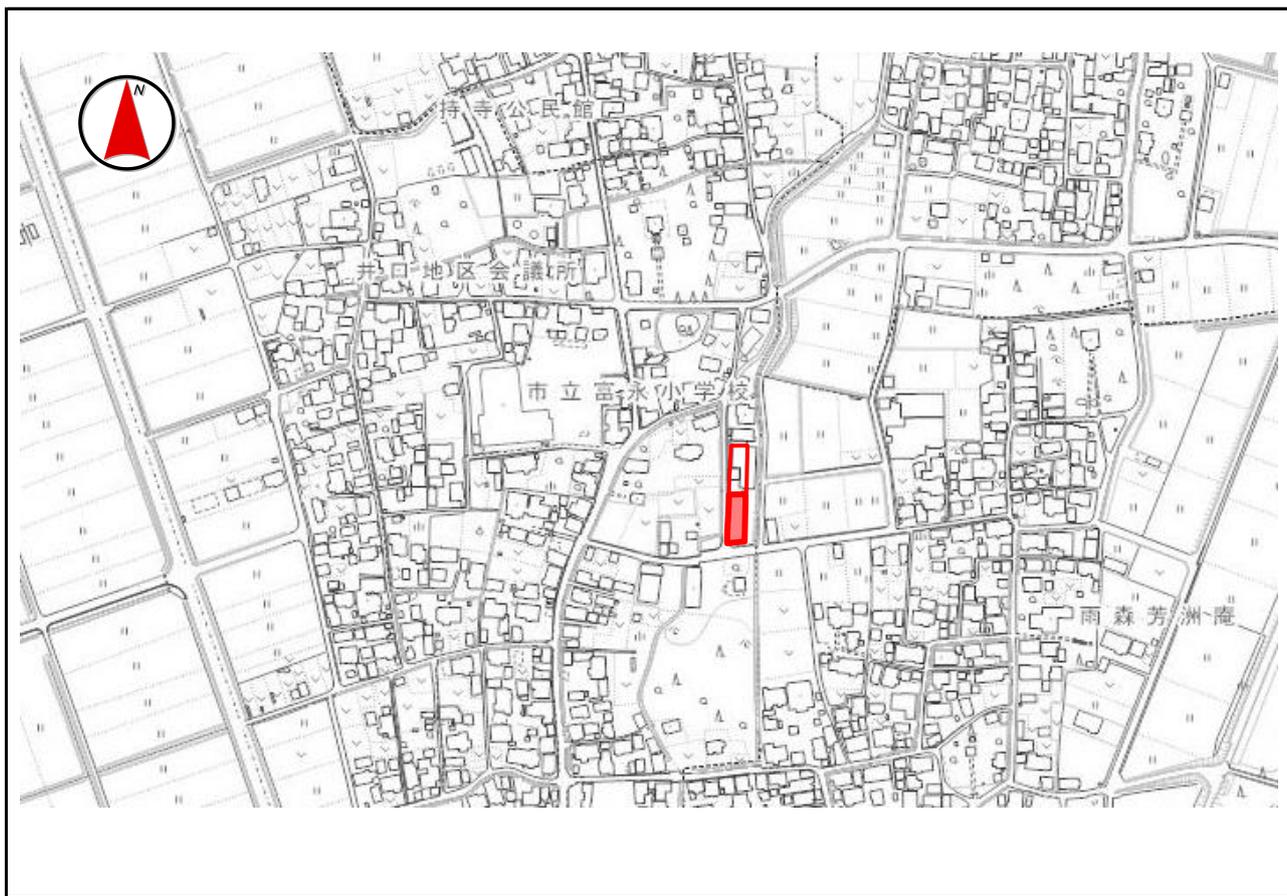
※物件調書の記載内容についての問い合わせ:文化観光課(0749-65-6521)

※この物件調書は、借受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

# 位置図

【物件番号 1】



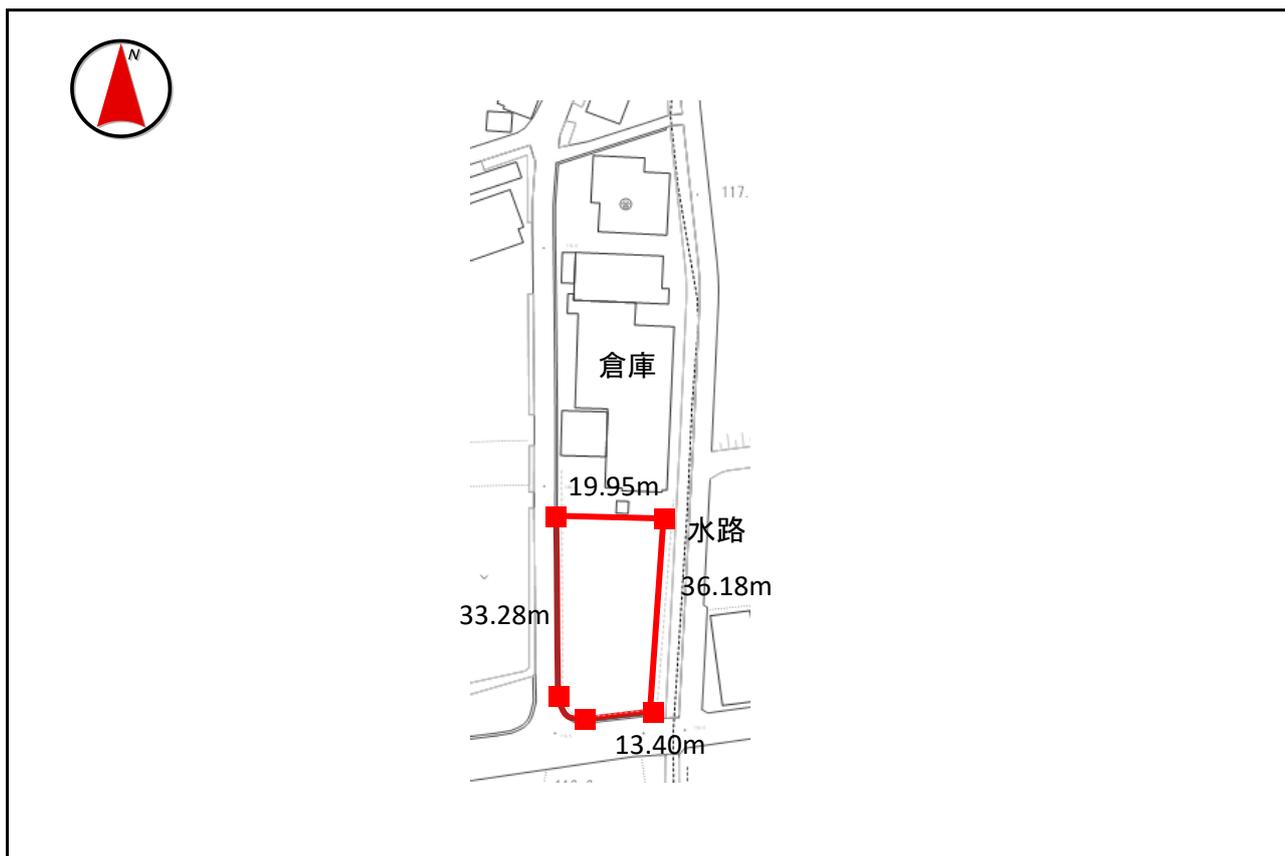
# 公図

【物件番号 1】



# 画地 図

【物件番号 1】



# 現況写真

【物件番号 1】



物件南から撮影

# 物 件 調 査 書

物件番号	2	所在地	長浜市木之本町木之本字箱柳151番2、152番、153番、184番(これらの一部)		
最低1㎡単価(月額)		25円			
面積	貸付可能面積	1,071㎡	地目	現況地目:雑種地 登記地目:宅地	
	公簿面積	2,171.90㎡			
接面道路の状況	西側市道 現況幅員 約4.1m 舗装有 高低差 有0~2m程度				
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引区域)	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建ぺい率	70%	容積率	300%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号	
	電気	関西電力	—	関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン	—		
	上水道	水道企業団	西側道路に配管有	長浜水道企業団 0749-62-4101	
	下水道	公共下水道	西側道路に配管有	長浜市下水道施設課 0749-65-1601	
現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 木ノ本駅 物件の西方(道路距離)約950m		
		バス・乗合	深坂線/金居原線/柳ヶ瀬線/丹生線/片岡デマンド/木之本デマンド 木ノ本駅 徒歩10分 物件の西方(道路距離)約950m		
備考					
<p>1. 貸付部分は、敷地の平地部分です。</p> <p>2. 貸付可能面積は図上で求積した数値で、公簿面積2,171.90㎡の一部です。</p> <p>3. 貸付区域内の除草、清掃等の日常管理は借受人の負担で実施してください。</p> <p>4. 除草は年2回以上実施してください。</p> <p>5. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>6. 貸付物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。</p> <p>7. 現状有姿での貸し付けとなります。十分現地をご確認ください。</p> <p>8. 貸付物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。</p>					

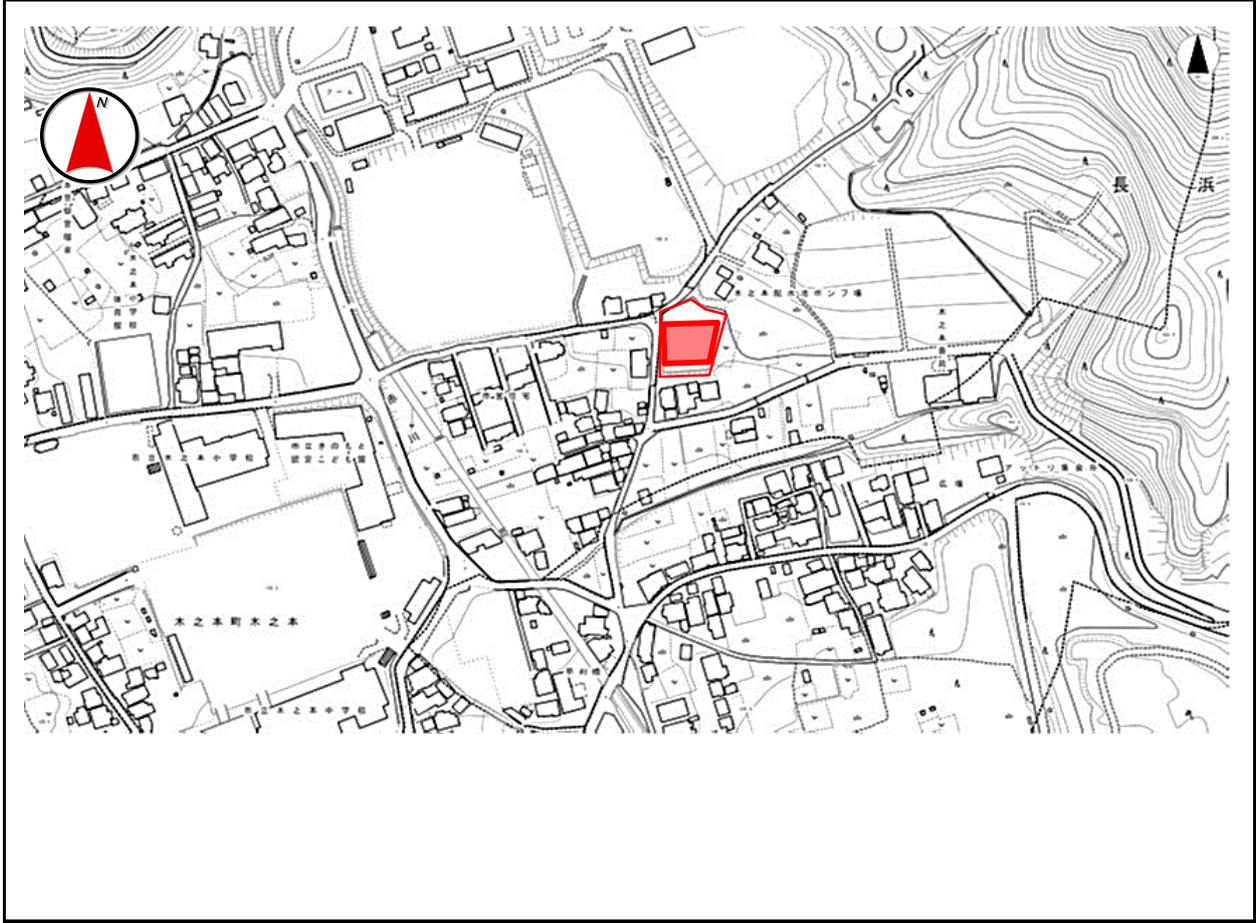
※物件調書の記載内容についての問い合わせ:財産活用政策室(0749-65-1717)

※この物件調書は、借受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

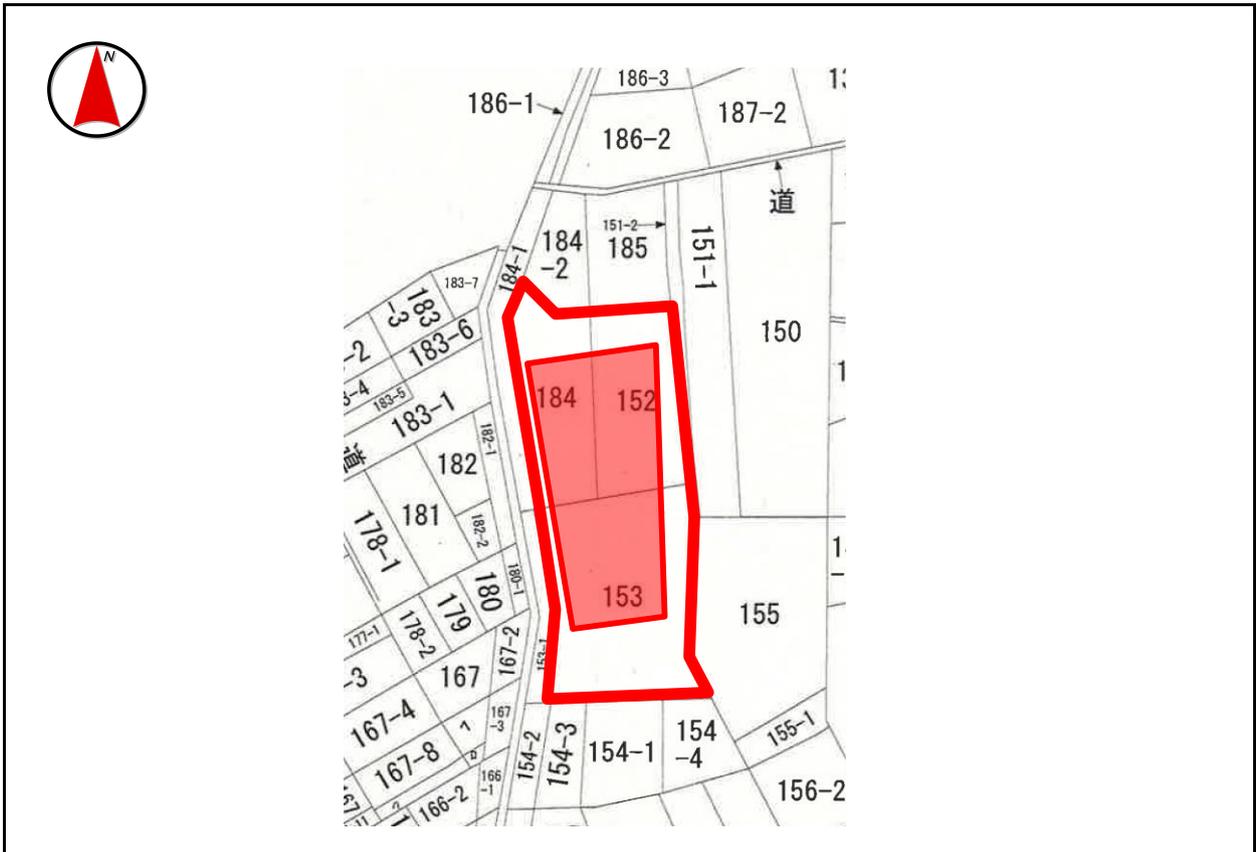
位置図

【物件番号 2】



公図

【物件番号 2】



# 画地図

【物件番号 2】



# 現況写真

【物件番号 2】



物件北から撮影

# 物 件 調 書

物件番号	3	所在地	長浜市西浅井町大浦字堂前152番、153番、154番(これらの一部)		
最低1㎡単価(月額)		19円			
面積	貸付可能面積	810㎡	地目	現況地目:雑種地 登記地目:宅地	
	公簿面積	2,152.64㎡			
接面道路の状況	西側県道 現況幅員 約10.7m 舗装 有 高低差 有0~1.2m程度				
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域外	宅地造成等規制法	規制範囲内	
	建ぺい率	—	容積率	—	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
	電気	関西電力	—	電話番号	
	ガス	プロパン	—	関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)	
	上水道	永原中央簡易水道	接面道路に配管有	長浜水道企業団	
	下水道	農業集落排水	接面道路に配管有	0749-62-4101	
現地までの交通機関		鉄道	JR湖西線 永原駅 物件の南西方 (道路距離)約700m		
		バス・乗合	おでかけワゴン(永原小学校) 徒歩3分 物件の南方 (道路距離)約270m		
備考					
<p>1. 貸付部分は敷地の平地部分です。</p> <p>2. 貸付可能面積は図上で求積した数値で、公簿面積2,152.64㎡の一部です。</p> <p>3. 敷地内には里道があります。里道は貸付物件に含みません。</p> <p>4. 貸付区域内の除草、清掃等の日常管理は借受人の負担で実施してください。</p> <p>5. 除草は年2回以上実施してください。</p> <p>6. 貸付物件は宅地造成等規制法に規定する宅地造成等規制区域内にあります。詳細は長浜市役所都市計画課にご照会ください。</p> <p>7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>8. 貸付物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。</p> <p>9. 現状有姿での貸し付けとなります。十分現地をご確認ください。</p> <p>10. 貸付物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。</p>					

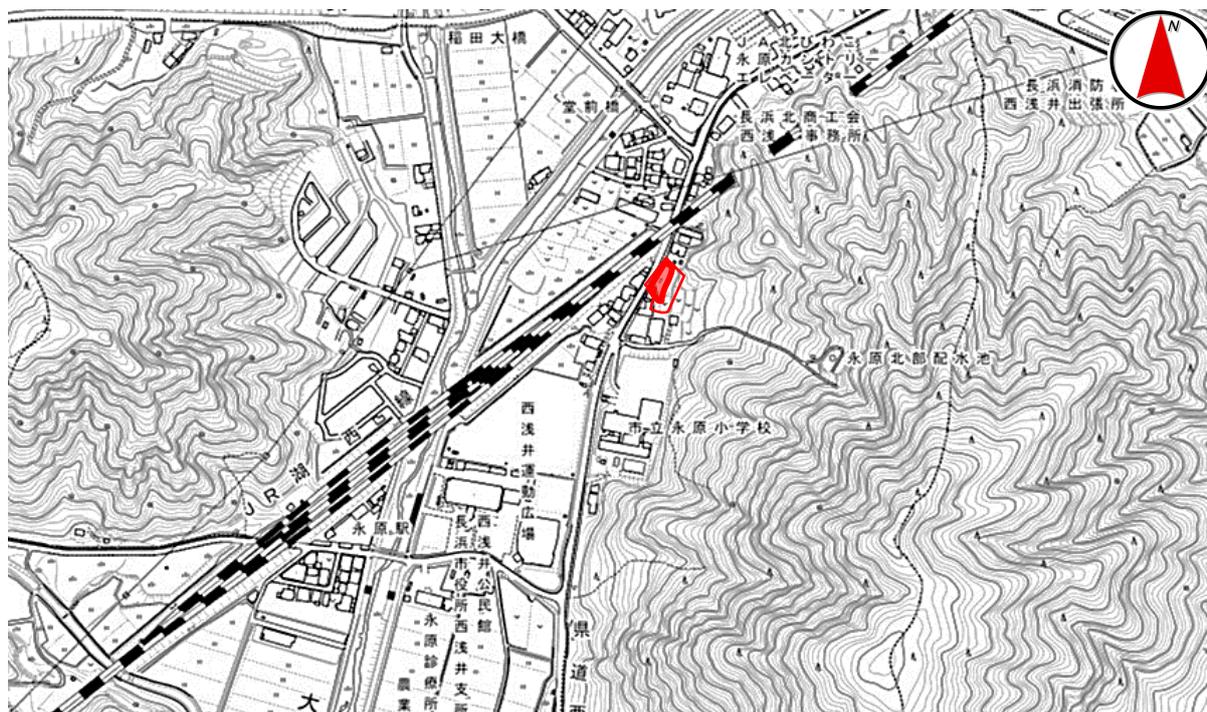
※物件調書の記載内容についての問い合わせ:財産活用政策室(0749-65-1717)

※この物件調書は、借受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

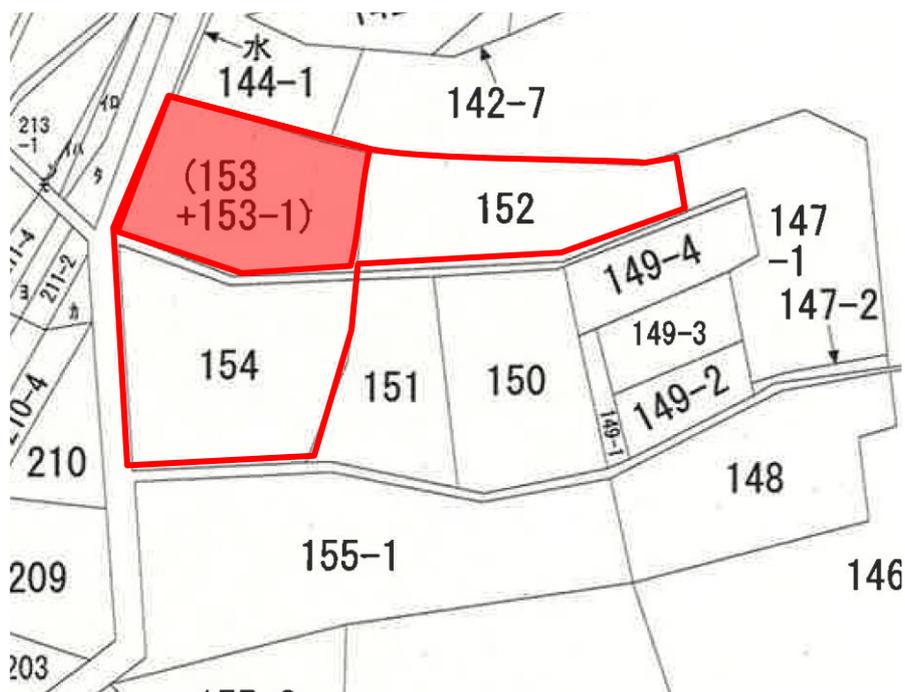
# 位置図

【物件番号 3】



# 公図

【物件番号 3】



# 画地図

【物件番号 3】



# 現況写真

【物件番号 3】



物件北から撮影

# 物 件 調 査 書

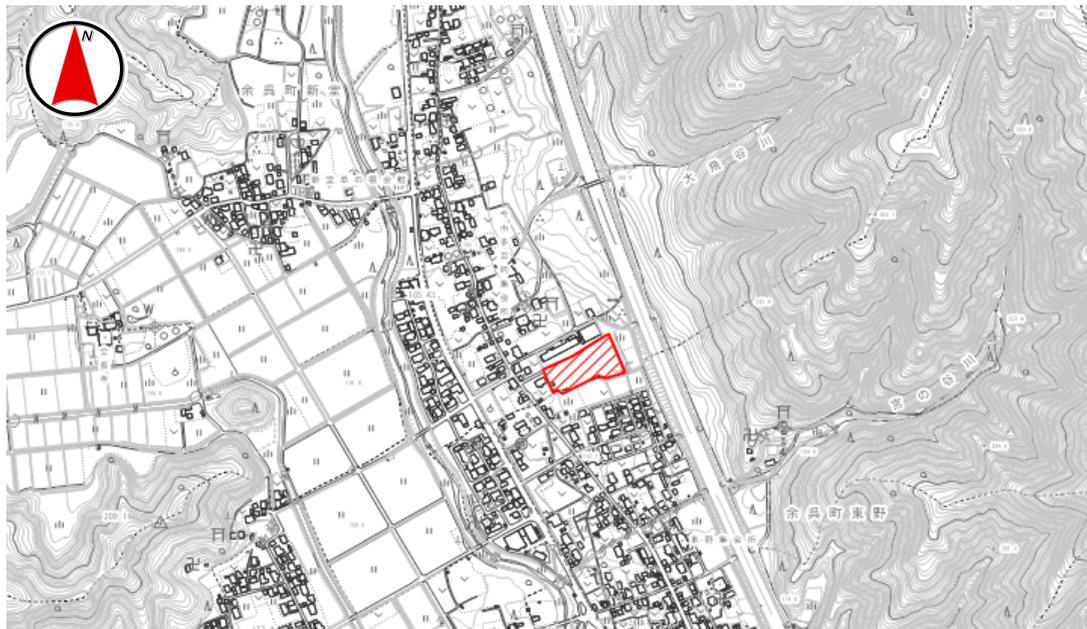
物件番号	4	所在地	長浜市余呉町今市字村桑235番地3 他10筆 (余呉町旧片岡小学校(グラウンド))		
最低1㎡単価(月額)		19円			
面積	貸付可能面積	6,023㎡	地目	現況地目:学校用地	
	公簿面積	6,023㎡		登記地目:学校用地	
接面道路の状況	進入路西側市道 (進入路)	現況幅員 約5.0m 現況幅員 約4.0m	舗装 有	高低差 無	舗装 有 高低差 無)
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域外	宅地造成等規制法	—	
	建ぺい率	—	容積率	—	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号	
	電気	関西電力	—	関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン	—		
	上水道	上水道	進入路に配管有	長浜水道企業団 0749-62-4101	
	下水道	農業集落排水	西側市道に配管有	長浜市下水道施設課 0749-65-1601	
現地までの交通機関	鉄道	JR北陸本線 余呉駅 物件の南方 (道路距離)約4000m			
	バス・乗合	柳ヶ瀬線/片岡西線デマンド 今市/余呉片岡郵便局停留所 徒歩3分 物件の西方 (道路距離)約200m			
備考					
<p>1. 貸付部分は建物等(屋外トイレ(閉鎖済)、屋外トイレ横のアンテナ柱、南側倉庫及び電子基準点用アンテナ柱)を除くグラウンド部分です。</p> <p>2. グラウンド西側には、電子基準点用のケーブルが埋設されています。</p> <p>3. 貸付物件北側の校舎は、市が倉庫として使用しています。出入用の通路を常時確保してください。</p> <p>4. 貸付区域内の除草、清掃等の日常管理は借受人の負担で実施してください。</p> <p>5. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>6. 貸付物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。</p> <p>7. 現状有姿での貸し付けとなります。十分現地をご確認ください。</p> <p>8. 進入路から敷地内に乗り入れる際に利用する舗装された進入路は常時開放することとし、グラウンド南西に位置する屋外トイレ屋上の雨水計、屋外トイレ横のアンテナ柱及び電子基準点のメンテナンスに立ち入ることができるようにしてください。また、貸付範囲外ではありますが、グラウンド南東の携帯電話基地局も同様にメンテナンスに立ち入ることができるようにしてください。</p>					

※物件調査の記載内容についての問い合わせ:文化スポーツ課(0749-65-8787)

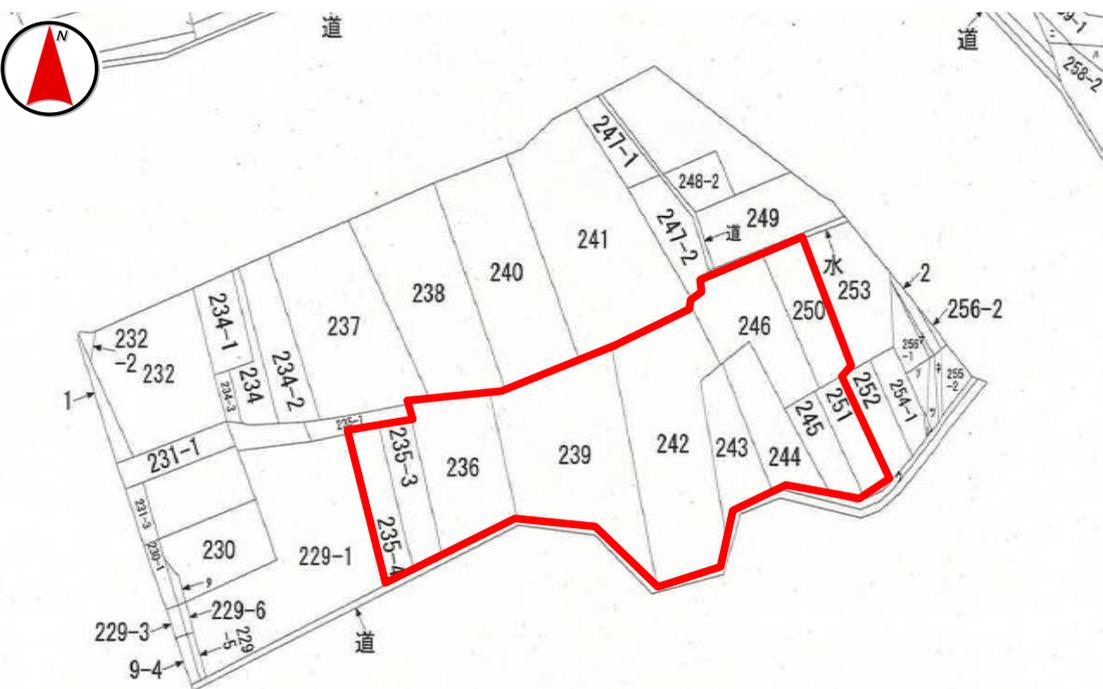
※この物件調査書は、借受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

# 位置図



# 公図



# 画地図



# 現況写真



現況写真



物件西から南向き

現況写真



敷地西側  
進入路

敷地北側  
校舎

赤線で囲まれた箇所は常時開放してください。

# 物 件 調 査 書

物件番号	5	所在地	長浜市桜町字三津143番36(一部) (旧長寿荘跡地)		
最低1㎡単価(月額)		29円			
面積	貸付可能面積	349㎡	地目	現況地目:宅地	
	公簿面積	1,303㎡		登記地目:宅地	
接面道路の状況	進入路西側市道 現況幅員 約6.0m 舗装有 高低差 無				
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引区域)	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
	電気	関西電力送配電(株)	—	電話番号	
	ガス	プロパン	—	関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)	
	上水道	上水道	進入路に配管有(40mm) ※加入金改めでは不要。 メーターなし。	長浜水道企業団	
	下水道	公共下水道	西側市道に配管有	0749-62-4101	
現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 虎姫駅 物件の北東方(道路距離)約900m		
		バス・乗合	湖国バス 酢停留所 物件の北方(道路距離)約200m		
備考					
<p>1. 貸付部分は杭及びトラロープ柵で囲まれた砂利敷部分です。</p> <p>2. 貸付可能面積は現地で測量した数値で、公簿面積1,303㎡の一部です。</p> <p>3. 水道管及び下水道管は敷地内へ引き込み済です。水道管はメーターは付いていません。</p> <p>4. 貸付物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。</p> <p>5. 貸付区域内の除草、清掃等の日常管理は借受人の負担で実施してください。</p> <p>6. 土地の形状を変更した場合は、賃貸借契約が終了する際に原状回復する必要があります。</p> <p>7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>8. 現状有姿での貸し付けとなります。十分現地をご確認ください。</p>					

※物件調査の記載内容についての問い合わせ:住宅課(0749-65-6533)

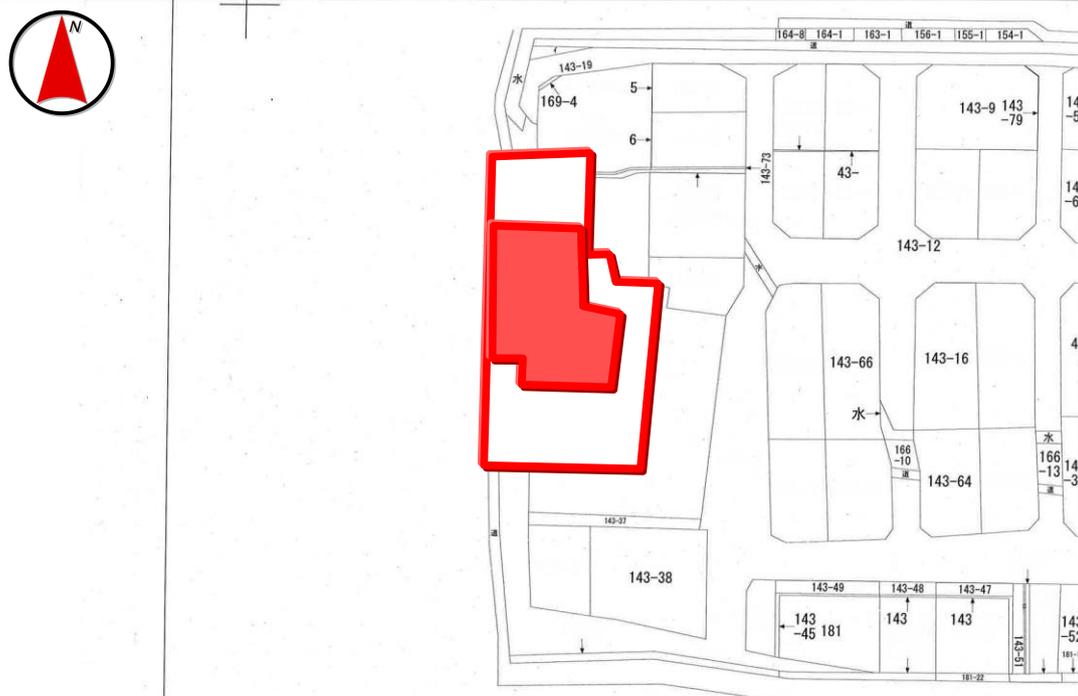
※この物件調査書は、借受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みの際は、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

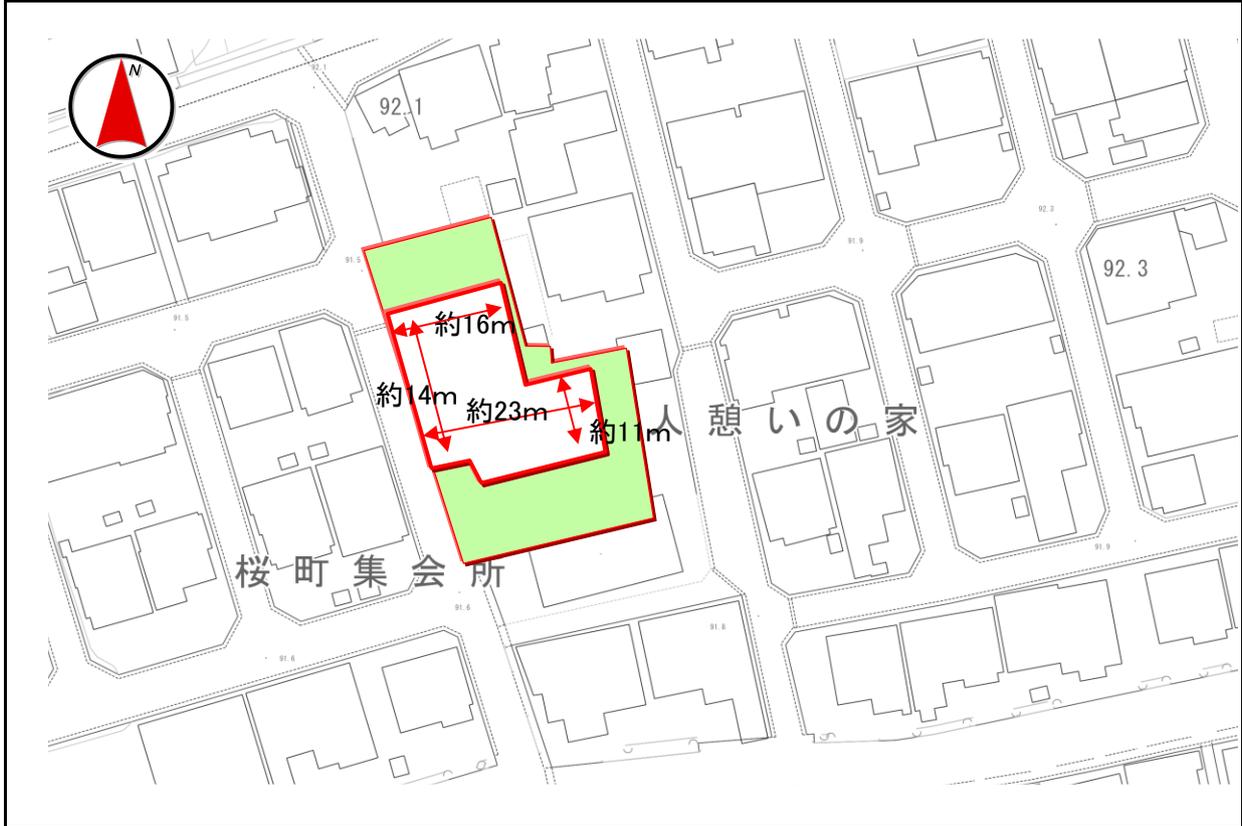
# 位置図



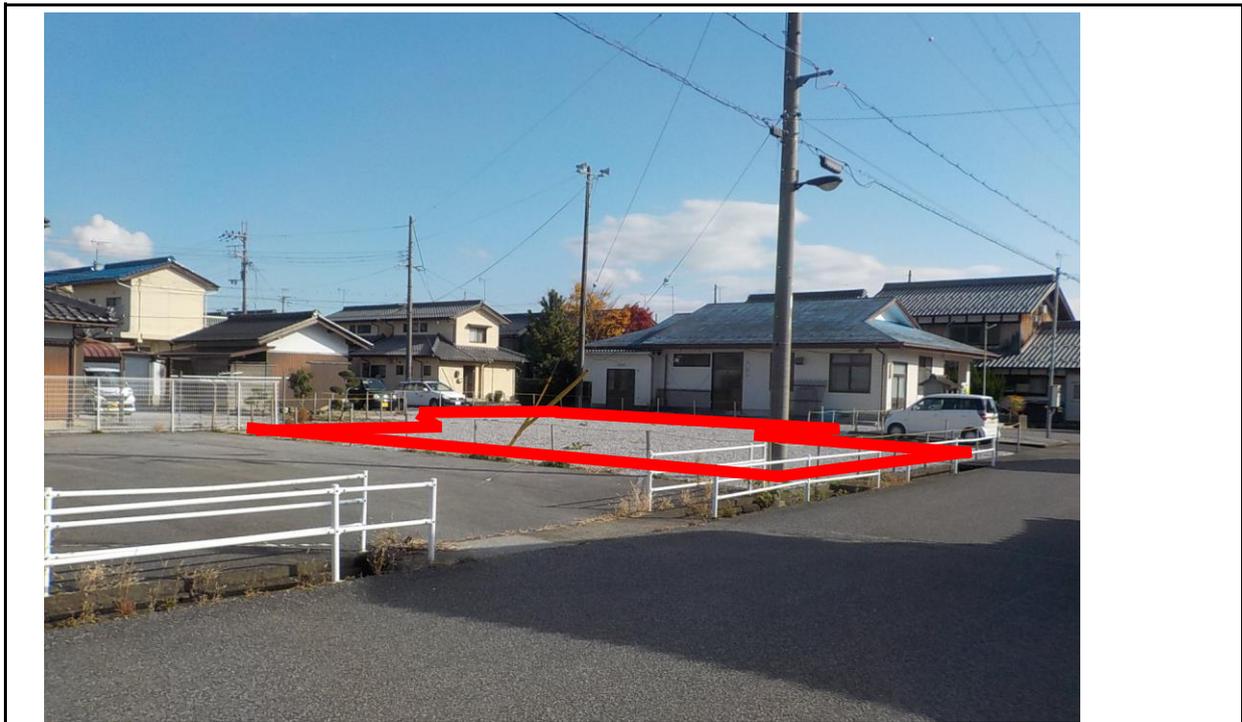
# 公図



画 地 図



現 況 写 真



物件北西から南東向き

# 物 件 調 査 書

物件番号	6	所在地	長浜市高月町高月字北飯継2459番(一部)		
最低1㎡単価(月額)		17円			
面積	貸付可能面積	1,951㎡	地目	現況地目:雑種地	
	公簿面積	3,079㎡		登記地目:雑種地	
接面道路の状況	進入路北側県道 現況幅員 約6.0m 舗装有 高低差 無				
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引区域)	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建ぺい率	70%	容積率	200%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号	
	電気	関西電力送配電(株)	—	関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン	—		
	上水道	水道企業団	接面道路に配管有	長浜水道企業団 0749-62-4101	
	下水道	公共下水道	北側市道に配管有	長浜市下水道施設課 0749-65-1601	
	現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 高月駅 物件の南東方(道路距離)約1200m	
バス・乗合			高月デマンドタクシー(高月中学校前) 徒歩3分 物件の南西方(道路距離)約230m		
備考					
<p>1. 貸付部分は、フェンスの内側広場です。</p> <p>2. 貸付可能面積は図上で求積した数値で、公簿面積3,079㎡の一部です。</p> <p>3. 貸付区域内の除草、清掃等の日常管理は借受人の負担で実施してください。</p> <p>4. 除草は年2回以上実施してください。</p> <p>5. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>6. 試掘調査の結果、貸付物件の地下には、As殻、Co殻があります。</p> <p>7. 現状有姿での貸し付けとなります。十分現地をご確認ください。</p> <p>8. 貸付物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。</p>					

※物件調書の記載内容についての問い合わせ:財産活用政策室(0749-65-1717)

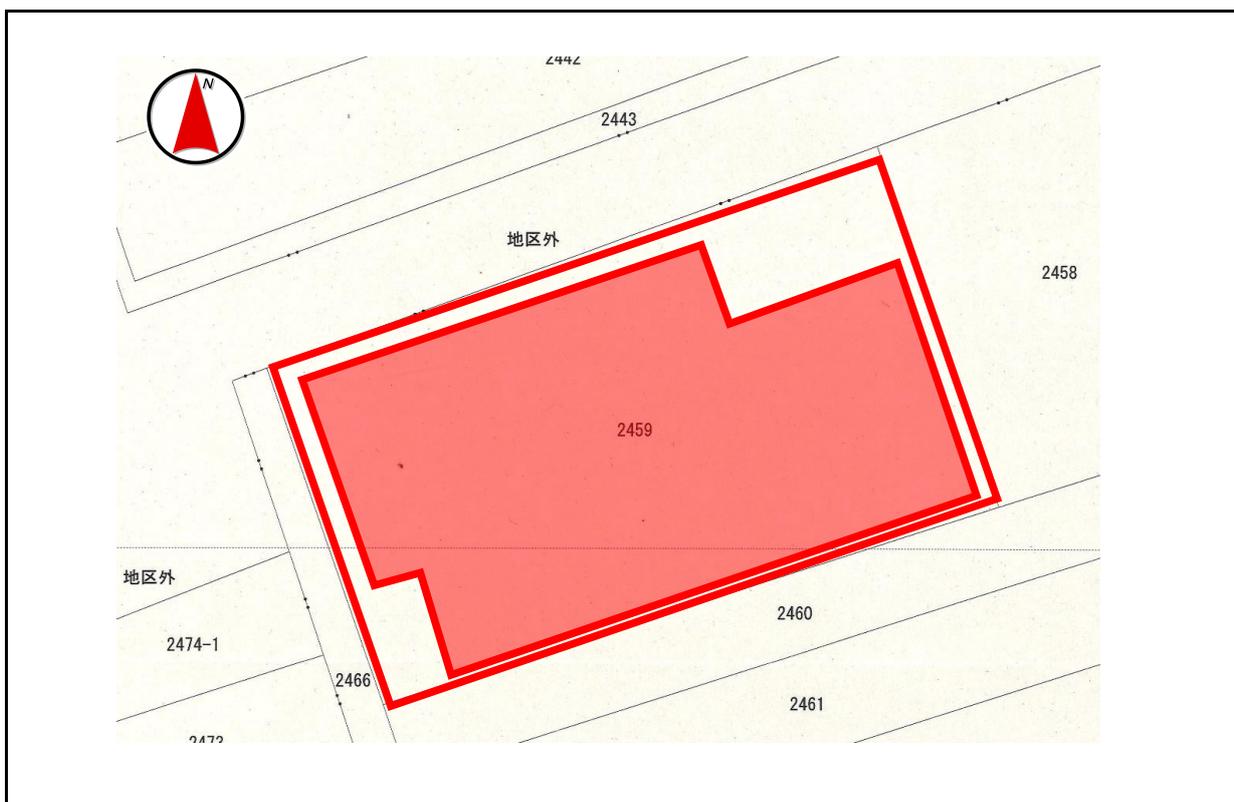
※この物件調書は、借受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

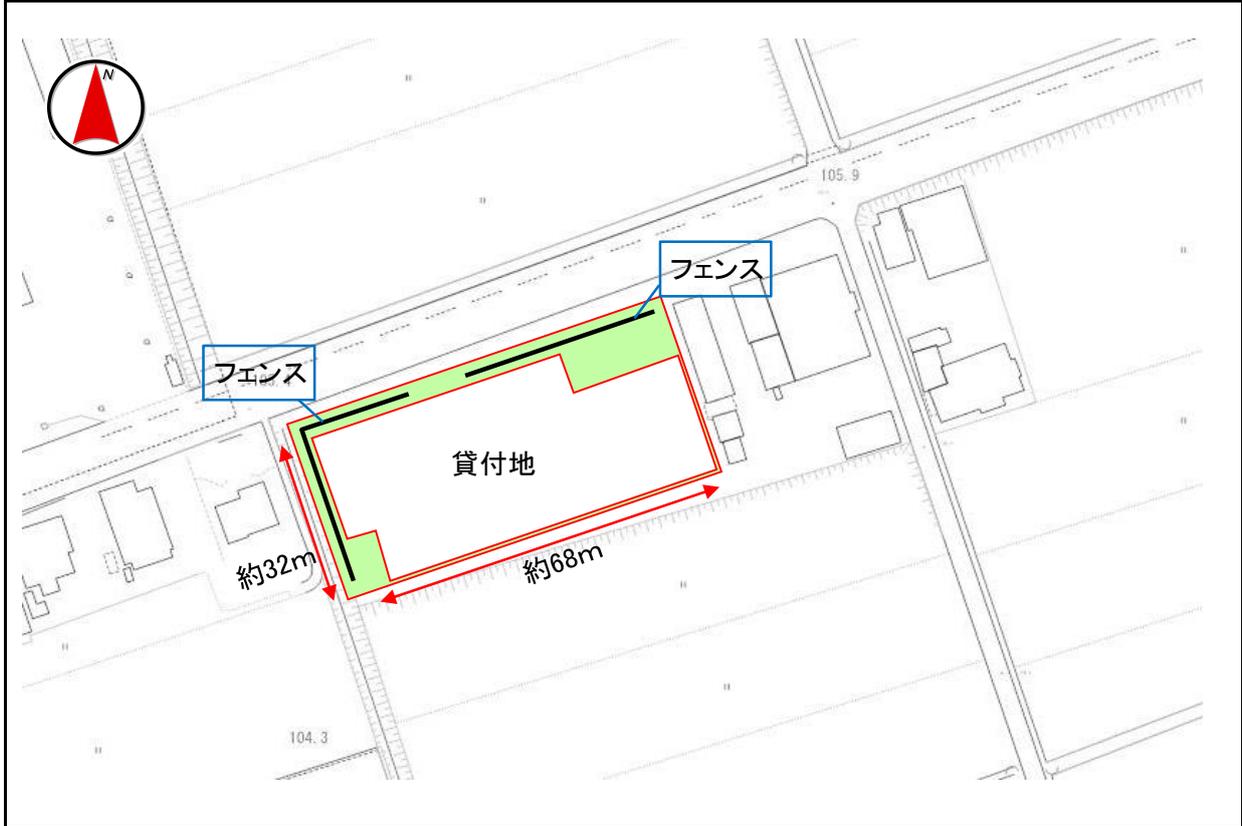
# 位置図



# 公図



画 地 図

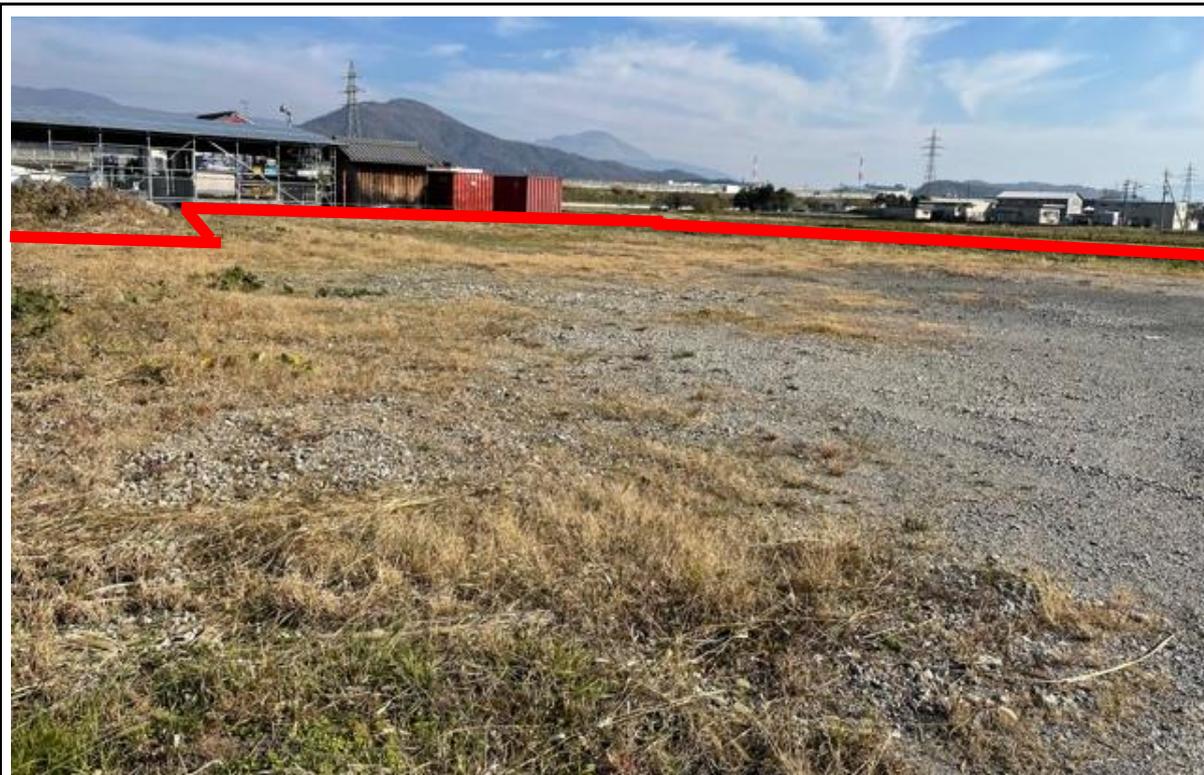


現 況 写 真



物件北の入口から西向き

# 現況写真



物件北の入口から東向き

市有地一時貸付申込書

令和 年 月 日

次の市有地の一時貸付を希望しますので、市有地の随時募集による一時貸付要項を承知のうえで申込みます。

長浜市長 様

申込者 住所  
(法人の場合は所在地)

ふり がな 氏 名 (印)

(法人の場合は法人名・代表者名)

生年月日: 年 月 日生

電話番号: - -

【共同借受の場合】

共同申込者 住所  
(法人の場合は所在地)

ふり がな 氏 名 (印)

(法人の場合は法人名・代表者名)

生年月日: 年 月 日生

電話番号: - -

1 申込物件番号				
2 使用目的・用途	別紙「土地利用計画書」のとおり			
3 申込貸付期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
4 申込貸付価格	月額【A】	月数【B】	面積【C】	総額【D】 A×B×C
	円/m <sup>2</sup>	か月	m <sup>2</sup>	円 ※小数点以下切捨て

裏面注意事項を必ずお読みください。

(注意事項)

- 1 **希望する物件ごとに申込書を提出してください。**また、本申込書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ。共同借受の場合、すべての法人が対象。）、土地利用計画書を同時に提出願います。
- 2 個人名で申し込まれる場合、住民登録されている住所、氏名（ふりがな）、生年月日及び電話番号の記入と印（認め印可）を押印してください。
- 3 法人名で申し込まれる場合、法人登記されている所在地、法人名、代表者名と代表者の生年月日及び電話番号の記入と印（印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、又は法人名の入った代表者印を押印してください。）
- 4 共同で申し込まれる場合は、共同申込者の欄に、申込者を除く他の共同申込者の方を記載してください。  
※申込者欄・共同申込者欄の記載は以下内容のとおりです。  
（個人の場合）住所、氏名（ふりがな）、生年月日及び電話番号の記入と印（認印可）  
（法人の場合）所在地、法人名、代表者名と代表者の生年月日及び電話番号の記入と印（印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、又は法人名の入った代表者印を押印してください。）
- 5 申込貸付期間の欄には、希望する貸付開始日から最長1年までの期間を記載してください。
- 6 **申込貸付価格の月額欄には、最低1㎡単価以上の金額を記載してください。**
- 7 申込貸付価格の月数の欄には、整数を記載してください。
- 8 **申込貸付価格の総額の欄には、月額及び月数に面積を乗じた価格を記載してください。**  
**※小数点以下の端数を切り捨てて記入してください。**
- 9 **申込貸付価格の欄の金額記入には、最初の数字の前に「¥」を記入してください。**



# 役員一覧

令和 年 月 日

長浜市長 様

所在地  
法人名  
代表者名

印

以下記載事項に相違ありません。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

(備考)

- 1 該当する性・年号を○で囲んでください。
- 2 本様式には、「法人登記事項証明書に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所を代表する者で役員以外の者」を記載すること。

# 土地利用計画書

令和 年 月 日

長浜市長

様

住所  
申込者 (法人の場合は所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (印)  
(法人の場合は法人名・代表者名) \_\_\_\_\_

## 【共同借受の場合】

住所  
共同申込者 (法人の場合は所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (印)  
(法人の場合は法人名・代表者名) \_\_\_\_\_

下記の市有地の一時貸付を希望しますので、土地利用計画書を提出します。

1. 申込物件番号	
2. 土地利用目的	
3. 事業内容	(具体的に記入してください。)
4. 特記事項	(土地利用にあたり近隣住民等に配慮すべき点等を記入してください。)

※各物件に示す面積のうち、部分貸付を希望される場合は土地利用計画図を添付して使用箇所を図示してください。